

市制施行 70 周年記念第 54 回昭島市産業まつり出店申込要領

1 目 的

昭島市産業まつり集合型イベントでの販売・展示等を通して、市民が昭島市の産業（商業・工業・建設業・農業・観光業）を体感し、市内事業者及び産業関係団体と市民がお互いに交流を深める機会とする。

2 開催期間

令和 6 年 11 月 9 日（土） 午前 10 時から午後 4 時まで

10 日（日） 午前 9 時から午後 3 時まで

3 開催場所

F O S T E R ホール（昭島市民会館）・公民館 （昭島市つつじが丘 3-7-7）

4 内 容

- （1） 物品販売・サービス業ブース
- （2） 食べ物販売ブース
- （3） 工業ブース

5 参加資格（名義貸しによる出店は不可。）

- （1） 市内に店舗や事業所を有し継続的に事業を営んでいること。
- （2） 昭島市商工会会員、市内商店会会員、または一般社団法人昭島観光まちづくり協会会員であること。
- （3） 販売・展示等を通じて市民（来場者）と友好的な交流が図れる事業者であること。
- （4） 布教活動や政治活動を行う団体、暴力団員、暴力団密接関係者に該当すると認められる者、公序良俗に反する団体ではないこと。
- （5） 市税の滞納がないこと。

6 展示及び販売品目

- (1) 市内で営んでいる事業で販売または生産している商品、食品、サービスとする。なお、食べ物販売ブースで販売する品目のうち1品は、必ず市内の事業で販売している食品とすること。
- (2) 配布・販売できないもの
 - ヘリウムガスや水素ガス等を使用した風船等
 - 酒類（実行委員会が認めた場合を除く）
 - その他、実行委員会にて産業まつりにふさわしくないと判断するもの

7 出店申込など

- (1) 令和6年8月19日（月）午後2時30分から実施する事前説明会に参加すること。
- (2) 令和6年8月20日（火）から令和6年8月28日（水）までにWebフォームに入力または、令和6年8月28日（水）午後5時までに産業活性課に必着するように郵送か直接窓口提出。
- (3) 設備負担金は、令和6年9月9日（月）午後2時30分から実施する出店者説明会会場で徴収する。
- (4) 申し込み多数の場合は、抽選とする。

8 設備負担金

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 1小間（5.4m×3.6m） | 40,000円 |
| 1小間につき主催者が用意するもの | |
| (ア) テーブル（1.8m×0.7m） | 4卓 |
| (イ) 椅子（折りたたみ式） | 1脚 |
| (ウ) 表示板（店名または社名） | 1枚 |
| (エ) 照明 | 1基 |
| (2) 追加施設（コンセント）1個（2口） | 1,000円 |

(3) その他

(ア) インボイス制度に対応した領収書の発行はできない。

(イ) 工業ブースに限り、展示のみの場合は、小間の負担金は無料とする。

9 小間数、小間割

(1) 小間数

(ア) 物品販売・サービス業ブース

1 事業者につき 2 小間を限度とするが、出店希望者が多く抽選となる場合は、1 小間を限度とする。

(イ) 食べ物販売ブース

1 事業者につき 1 小間を限度とする。

(ウ) 工業ブース

1 事業者につき 1 小間を限度とする。

(2) 小間割

会場の配置等を考慮して出店者説明会後の打合わせ会で決定する。

10 搬入及び搬出

出品物等の搬入及び搬出は、各出店者が自費で行う。

(1) 搬 入

- 11 月 8 日（金）午後 5 時から午後 7 時まで （午後 5 時以降を厳守）

※ 設営（テント内照明等の電気配線工事）の為、午後 5 時までは会場に入ることができません。

- 11 月 9 日（土）午前 8 時から午前 9 時 30 分まで

- 11 月 10 日（日）午前 7 時から午前 8 時 30 分まで

(2) 搬 出

- 11 月 9 日（土）午後 4 時 15 分から午後 5 時 30 分まで

- 11 月 10 日（日）午後 3 時 15 分から原則午後 5 時まで

1 1 出品物等の管理と損害について

出店者は、産業まつり開催時間外に止むを得ず品物等を置くときは、当該品物等をシートなどで覆い盗難予防等を行うものとする。なお、テントを外部から簡易的に遮断できる厚手の覆い幕を設置するが、前面の開閉等の管理は出店者が自ら行うものとする。

主催者及び実行委員会は、出品物等に対して善良なる管理をもって当たるが、不可抗力による損害については、その責を負えない。

また、出店者が起こした損害については、出店者の責任において対応するものとする。

1 2 販売商品等の苦情に対する対応について

販売した商品等について購入者から苦情が寄せられた場合は誠意をもって対応するものとする。

1 3 手数料及び許可

(1) 販売等による売上手数料は、徴収しない。ただし、産業まつり開催後に売上についての報告を行なうものとする。

(2) 食品衛生法等による届出の必要な出店者は、あらかじめ関係機関に届出を行い、許可を得ておくものとする。

1 4 ゴミ減量の推進

販売・展示等で生じた廃棄物等のゴミ類は、事業者の責任で持ち帰り、処理することとする。

特に、食べ物販売ブースで販売した食品トレイなどの入れ物は、出店者が自己のブース横に回収ボックスを置き、回収して持ち帰ることとする。

1 5 その他

(1) 火気器具の取扱いについて

消防法・東京都火災予防条例（平成 26 年 8 月 1 日施行）により、火気器具を使用する場合は、各店テント内に消火器（家庭用消火器を除く、つとめて 10 型）を常備することが義務付けられたため、必ず消火器を準備すること。

(2) 品目について

食べ物販売ブースで販売する品目及びその他のブースで試食等行う品目については、保健所の指導に基づいた内容・数量とし、常時手及び機材が洗えるよう蛇口のついた容量 18 リットル以上のふたの付いた容器を用意すること。

(3) 駐車場及び駐車について

会場に駐車場の準備はないため、各自が用意した駐車場を使用すること。なお、近隣店舗の来客用駐車場を使用することを禁じる。

(4) 事業所・店舗紹介について

出店者と市民（来場者）の交流を図るため、各テント前に、事業所・店舗及び店主等の紹介パネルを貼り出すこと。なお、紹介パネルについては、申込時に登録の内容をもとに、実行委員会で作成する。

1 6 事 務 局

昭島市産業まつり実行委員会（市民部産業活性課内）

昭島市田中町一丁目 1 7 番 1 号

電話 042-544-4134